

（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業

基本契約書（案）

令和8年（2026年）2月13日

滝川市

## (仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業 基本契約書

(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、滝川市（以下「市」という。）は、代表企業である●●並びに構成企業である●●、●●及び●●で構成される連合体（以下、これらの[○]者を個別に又は総称して「コンソーシアム」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

### (目的及び解釈)

第1条 基本契約は、市及びコンソーシアムが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約本文において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定めるところによる。

### (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 コンソーシアムは、要求水準書等に示す本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

### (本事業の概要)

第3条 本事業の期間は、基本契約の締結日から令和11年2月末日までとする。

2 本事業は、公共施設を設計の上、公共施設を公共施設用地上に建設し、これを市に引渡すこと及びこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

3 コンソーシアムは、事業契約及び要求水準書等に従って本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関するコンソーシアムの資金調達は、事業契約に別段の定めがある事項を除き、全てコンソーシアムがそれぞれ自己の責任において行うものとする。

### (事業日程)

第4条 本事業の事業日程については別紙2に示す。ただし、別紙2の事業日程は、基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

### (役割分担)

第5条 本事業の実施において、コンソーシアムは、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 【会社名】 【業務内容】
- (2) 【会社名】 【業務内容】
- (3) 【会社名】 【業務内容】
- (4) 【会社名】 【業務内容】

(当事者が締結すべき契約)

第6条 市と設計・建設企業は、要求水準書等に基づき、設計施工一括契約書を締結する。

(設計・建設業務)

第7条 設計・建設業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

2 設計・建設企業は、市とのそれぞれ設計施工一括契約書締結後、速やかに設計・建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を市に提出し市の確認を得た上で、建設工事完了予定日までに公共施設を完成させ市に引き渡し、設計・建設業務を完了させるものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第8条 市及びコンソーシアムは、相手方の承諾がない限り、基本契約上の地位並びに基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第9条 市及びコンソーシアムは、本事業又は基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又はコンソーシアムのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及びコンソーシアムが、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、市及びコンソーシアムは、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市又はコンソーシアムとの間で守秘義務契約を締結した本事業に関するコンソーシアムの下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 市が本事業にかかる各業務をコンソーシアム以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第 10 条 市又はコンソーシアムが、基本契約に定める条項に違反し、これにより相手方に損害を与えたときは、基本契約において別途定める場合を除き、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(基本契約の変更)

第 11 条 基本契約の規定は、市及びコンソーシアムの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第 12 条 基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(有効期間)

第 13 条 基本契約の有効期間は、基本契約締結の日から工事請負契約書第 32 条の規定による引渡しを受けた日までとする。ただし、基本契約の終了後も第 9 条及び第 12 条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第 14 条 基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

第 15 条 基本契約に定めのない事項、又は基本契約に疑義のある事項については、滝川市財務規則（昭和 55 年規則第 34 号）によるほか、その都度、市及びコンソーシアムは、誠実に協議の上これを定めるものとする。

(以下余白)

この契約の証として、本書[○]通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年[○]月[○]日

市： 北海道滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市長 前田 康吉

コンソーシアム：(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

定義集

- カ- 「基本協定」とは、市とコンソーシアムが締結した令和 8 年[○]月[○]日付（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業基本協定書をいう。
- 「基本契約」とは、市とコンソーシアムが締結した令和 8 年[○]月[○]日付（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業基本契約書をいう。
- 「建設企業」とは、●●をいう。
- 「建設業務」とは、要求水準書第 5 章の 2 に規定された業務をいう。
- 「建設業務等」とは、工事監理業務及び建設業務を総称していう。
- 「建設工事完了日」とは、施工契約に基づいて公共施設の市への引渡し完了した日をいう。
- 「建設工事完了予定日」とは、令和 11 年 2 月 28 日又は設計施工一括契約に基づき変更された公共施設の引渡しを行う予定日をいう。
- 「公共施設」とは、（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設をいう。
- 「公共施設用地」とは、要求水準書第 2 章の 1 に規定された本施設の建設敷地をいう。
- 「工事監理業務」とは、要求水準書第 5 章の 4 に規定された業務をいう。
- 「構成員」とは、代表企業、●●及び●●を個別に又は総称していう。
- 「構成企業」とは、代表企業以外の構成員を個別に又は総称していう。
- サ- 「事業契約」とは、基本契約、設計施工一括契約書の総称をいう。
- 「事業年度」とは、毎年、4 月 1 日に開始し、3 月末日に終了する 1 年度をいう。
- 「施設整備業務費」とは、設計施工一括契約に基づく設計・建設業務の履行に対して市が支払う、募集要項別添 5 「（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業 業務対価の支払い方法および改訂方法」に規定された業務対価及びこれに係る消費税を加算した額をいう。
- 「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。
- 「設計」とは、要求水準書第 4 章に規定された業務をいう。
- 「設計企業」とは、●●をいう。
- 「設計業務」とは、要求水準書第 4 章に規定された業務をいう。
- 「設計・建設期間」とは、設計施工一括契約の成立の日から建設工事完了日までの期間をいう。
- 「設計・建設企業」とは、設計企業及び建設企業で構成されたコンソーシアムをいう。
- 「設計・建設業務」とは、本事業のうち、公共施設の設計業務及び建設業務等に係る業務をいう。
- 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、設計・建設企業が作成した基本設計図書及び実施設計図書その他の公共施設についての設計に関する図書をいう。

ター 「代表企業」とは、●●をいう。

「(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設」とは、要求水準書に従い設計・建設企業が建設する(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設及びその付帯設備をいう。

「提案書類」とは、コンソーシアムが本事業に係る公募手続において市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他コンソーシアムが基本契約締結までに市に提出した一切の書類をいう。

ハー 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者及びコンソーシアムの責任者によっても予見し得ず、若しくは予見してもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。ただし、施設利用者の増減及び法令等の変更は、不可抗力に含まれない。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更には該当しない。

「募集要項」とは、本事業に関し令和8年2月13日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう

「募集要項等に対する質問及び回答書」とは、募集要項及び要求水準書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して市が令和8年3月5日に公表した市の回答を記載した書面をいう。

「本事業」とは、(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業をいう。

ヤー 「要求水準書」とは、市が本事業に関し令和8年2月13日に募集要項とともに公表された(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。

「要求水準書等」とは、要求水準書及びその添付資料、及びそれらに対する質問及び回答書並びに提案書類を総称していう。

事業日程

(1) 事業契約の締結

基本契約 令和8年5月[○]日

設計施工一括契約 令和8年5月[○]日（仮契約締結日）

- (2) 公共施設の設計期間 議会の議決を得た日～令和9年2月28日
- (3) 公共施設の建設期間 議会の議決を得た日～令和11年2月28日
- (4) 公共施設の建設工事完了予定日 令和11年2月28日